

資料紹介

総務省『定住自立圏構想推進要綱』に至る 経過について

田 口 一 博

2008年12月26日、「定住自立圏構想推進要綱」が総務事務次官名で都道府県知事・政令指定都市の長あてに通知された（**資料1**）。定住自立圏とは、一部事務組合や広域連合のような法律に基づく制度ではない。現時点では総務省の要綱に基づく仕組み・予算上の措置であり、自治体議会の議決を経た定住自立圏形成協定の締結により作られるものとされている。最初から法律を制定しないのは、先に要綱で運用を開始して問題を改善し、その後、法制度化する必要ができたときにはしよう、という考え方のもとであるからという。これはあらかじめ制度から創設された一部事務組合や広域連合といった自治体間連合組織が結果として活用されていないことの反省に基づくものという。

なお、2009年度当初からの定住自立圏構想推進要綱の施行により地方自治法上の制度である一部事務組合等には影響はないが、要綱による「広域行政圏」「ふるさと市町村圏」は2008年度末をもって廃止される。

1. これまでの経過

定住自立圏構想は2008年1月「定住自立圏構想研究会」の設置によって検討が始められた。同研究会は佐々木毅座長（学習院大学）のもと、11名の学識経験者と総務事務次官ほか、総務省・厚生労働省・農林水産省・国土交通省の7名の省庁関係者からなり、2008年5月までに月2回のペースで計8回の会議を重ね、「定住自立圏構想研究会報告書～住みたいまちで暮らせる日本を～」（本文22ページ、資料224ページ）を発表した。この内容は2008年6月に閣議決定された「経済財政改革の基本方針2008」に取り込まれ、翌7月には先行実施団体の募集が行われた。10月には構想研究会が旧メンバーに経済産業省を加え

て「定住自立圏構想の推進に関する懇談会」（**資料2**）へ改組、そして12月の総務事務次官通知となったものである。なお、先行実施団体は2009年1月までに24市、22圏域となっている（**資料3**）。

2. 定住自立圏構想の概要

定住自立圏の適用範囲は、三大都市圏（埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県、岐阜県・愛知県・三重県、京都府・大阪府・兵庫県・奈良県）の区域外か、三大都市圏の区域内では東京23区・区域内政令指定都市への通勤、通学者が全通勤・通学者の10%未満である市町村とされている。

定住自立圏は圏域が先に定められるのではない。まず人口5万人程度以上で昼夜間人口比率1以上の市が「中心市となる」旨の宣言を行うことが最初である。この宣言は、想定される定住自立圏内で中心市が果たすべき都市機能（行政・民間を問わない）を周辺地域に提供していくという意思表示をはじめ、どのような取り組みを行うか等について、公表するものである。そして中心市と定住自立圏を作ろうとする近隣市町村が、宣言で示された機能のうちから人口定住のための生活機能の確保に向けて取り組むべきことを中心市と1対1の協定を締結することで定住自立圏が成立する。なお、変更や廃止も1対1での協定である。

定住自立圏形成協定を議決するためには、まず地方自治法96条2項に基づく議決事件追加条例を制定し、議決事件として追加する必要がある。条例とする理由は、現在の定住自立圏が要綱のみに基づく事務であり、協定が締結されれば総務省への送付のみで、認可や指定という行為を伴わないと認められ、法制度との結びつきをつくるためのものであるという。

通知に併せて財政措置が公表されている（**資料4**）。その中心は特別交付税措置であるが、今後、基準財政需要額中に組み込まれていくのか、注目が必要であろう。

3. これから考えるべきこと

現在の合併特例法は2010年3月末に失効する。一部の小規模な自治体では「窓口事務団体」、「二級町村」となることをおそれて今特例法期限までの合併の検討を急いでいると

も聞く。地方制度調査会の議論はそれらを前提にしており、合併特例法による合併を選択しなかった自治体は一般ルールとして地方自治法7条による市町村合併のほか、「ソフトな合併」「極めて多様な形の自治体」としての定住自立圏をそこに見ている。

「議決事件の追加」条例制定例は第一次地方分権改革以来少しづつ増加しているが、町村ではまだ2割（全国町村議会議長会2007年7月1日現在調査）に過ぎない。これを機会として、まず、その自治体として議会の議決事件に追加すべき事項を精査することから始めるべきであろう。

定住自立圏ではこれまでの広域市町村圏のように、あらかじめ圏域が定められることはない。また、中心市が一方的に宣言しても、周辺市町村が乗ってこなければ何も起きない。圏域は1対1の協定が積み重なることで自然にあぶり出しのように形成されるものだし、また、機能によって同じ市町村が異なる圏域が属することもある。平成の大合併でも1例しかなかった府県境を越えた圏域の形成も既に先行組で現れている。このように考えていくと、明治以来の合併とは異なった中心概念を持つ重層的な圏域が形成されることもあるかもしれない。

平成の大合併により中心市となりうるべき市が多数創生している。しかし、どの合併市も合併の効果を表していくことが目下の問題であり、さらにその周辺にも目を向けてと言われても、そんな余裕はないということがむしろ普通だろう。また、周辺自治体とは、一旦合併協議を行いながら、合併に至らなかつた自治体であるかもしれない。定住自立圏とは議会や行政という自治の組織はそのままとして、人口減少・少子高齢化社会への社会的インフラの再編成を超長期的な視点で考えるきっかけとすべきものかもしれない。このことを考えためには、単に自立のための政策ということではなく、福祉、土木、教育、医療、交通といった各個別の分野ごとに、複数の行政府以外にもさまざまな担い手があり、それぞれ異なった自立圏が存在していることを前提にしなければならない。総体的な人の動きや結びつきを中心に考えた合併とは別な次元に自立圏はある。その自立圏を定住にどう結びつけるかが、これから自治体の戦略的政策である。

昨年末から「中心市への交付税措置4,000万円」ばかりが話題となつたが、どの自治体でもさまざまな施設をフルセットで持つ、という時代ではない。そうであればまず、維持が可能な範囲で共同し、質や量を最大限に向上させる方法を取るべきである。つまり自治体間の水平的補完——施設やサービスの共有と費用負担のあり方こそが、いま考えられなければならないのである。

(たぐち かずひろ (財)地方自治総合研究所研究員)

資料 1

總 行 応 第 3 9 号
平成20年12月26日

各都道府県知事
各指定都市市長

} 殿

総務事務次官

定住自立圏構想推進要綱について（通知）

中心市と周辺市町村が1対1で締結する協定に基づき役割分担し、相互に連携する定住自立圏構想については、総務大臣の下に「定住自立圏構想研究会（座長 佐々木毅学習院大学教授）」が開催され、本年5月15日に「定住自立圏構想研究会報告書～住みたいまちで暮らせる日本を～」が取りまとめられました。

さらに、「経済財政改革の基本方針2008」（本年6月27日閣議決定）において、「中心市と周辺市町村が協定により役割分担する「定住自立圏構想」の実現に向けて、地方都市と周辺地域を含む圏域ごとに生活に必要な機能を確保し人口の流出を食い止める方策を、各府省連携して講ずる」と明記され、政府をあげて推進していく方針が示されたところです。

これを踏まえ、定住自立圏構想についての基本的な考え方を取りまとめた「定住自立圏構想推進要綱」を作成しましたので、各地方公共団体におかれましては、本構想の推進について格別のご配慮をお願いします。

また、広域行政圏計画策定要綱（平成12年3月31日自治振第53号）及びふるさと市町村圏推進要綱（平成11年4月21日自治振第51号）については、平成21年3月31日をもって廃止することとします。

各都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村及び広域行政機構に対し、定住自立圏構想及び本通知の趣旨について周知されるようお願いします。

定住自立圏構想推進要綱

第1 趣旨

(1) 今後の我が国の人団の見込み等

我が国の人団は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口（平成18年12月推計）」（国立社会保障・人口問題研究所）の出生中位（死亡中位）推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった總人口は、同年から平成47年までの30年間で約13%（約1,708万人）減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から平成47年までの30年間で年少人口は約40%（約707万人）減少し、高齢者人口は約45%（約1,149万人）増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

(2) 定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市

町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

(3) 定住自立圏の中心市と周辺市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、周辺市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、周辺市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、周辺市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化などの観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、周辺地域の農山漁村はこれからの中長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と周辺市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

(4) 高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携

複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。
特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能

を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令（昭和55年政令第98号）によって調査した平成17年10月1日現在の数値（平成17年10月2日以後に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における平成17年10月1日現在の数値の合計をいう。）を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、「常住地による従業・通学市区町村、男女別15歳以上就業者数及び15歳以上通学者数」中「総数」のうち「15歳以上就業者」及び「15歳以上通学者」の合計から自宅において従業する者の数を控除して得た数値をいう。

第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 人口が5万人程度以上であること（少なくとも4万人を超えていていること。）。
- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口（合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4（5）及び第5（4）に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。）が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
- ③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。
 - ア 三大都市圏（国土利用計画（全国計画）（平成20年7月4日閣議決定）に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重

県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。) の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の数値とみなして算出することができる。

第4 中心市宣言

(1) 中心市宣言の定義

中心市宣言は、周辺にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、(2)に規定する事項を記載した書面（以下「中心市宣言書」という。）を作成し、公表することをいう。

(2) 中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその周辺にある市町村を含めた地域に居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その周辺にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

- ① 周辺にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービスを提供していく意思
- ② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び周

辺にある市町村の住民による当該機能の利用状況等

- ③ ②に掲げる都市機能等を活用して、周辺にある市町村と連携することを想定する取組
- ④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値（以下「通勤通学割合」という。）が0.1以上である市町村の名称
- ⑤ ④のほか当該中心市の周辺にあって、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

(3) 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

(4) 中心市宣言書の公表

中心市は、(1)の規定により中心市宣言書を作成したとき又は(3)の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

(5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を周辺地域とし、それぞれを中心市又はその周辺にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更又は取消しを行い、公表することができる。

第5 定住自立圈形成協定

(1) 定住自立圈形成協定の定義

定住自立圈形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市（以下「宣言中心市」という。）と、その周辺にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、(2)に規定する事項について定める協定であって、それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、周辺にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が0.1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその周辺にある市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なくとも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその周辺にある1の市町村の名称を規定するものとする。

② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその周辺にある1の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言中心市及びその周辺にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する具体的な事項

連携する具体的な事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその周辺にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ご

とに、次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、ＩＣＴを活用した遠隔医療その他の医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とするような質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のための経済基盤の確立等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けたICTインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル対策や、ICTを活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの推進その他の情報流通を密にするICTインフラの整備等に向けた連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f aからeまでに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中心長期的に進めていく観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具体的な事項を規定するものとする。

a 宣言中心市等における人材の育成

- b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- d a から c までに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に
係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置（地方自治法第252条の7等）や事務の委託（同法第252条の14等）等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその周辺にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわらず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

- ① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的な内容を周知するものとする。
- ② 定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその周辺にある1の市町村によりそれぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の周辺にある市町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6

(1) に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の周辺にある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性化するように十分配意する必要がある。

- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法（昭和23年法律第205号）第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの事項に留意するものとする。
- ⑤ 定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する周辺にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、周辺にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

(4) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4（5）の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、(2) ①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止することができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を周辺地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその周辺にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

(5) 定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその周辺にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針（以下「定住自立圏形成協定等」という。）の締結、策定、変更又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第6 定住自立圏共生ビジョン

(1) 定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び周辺にある市町村（以下「周辺市町村」という。）の区域の全部
- ② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として(3)に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場（以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。）における検討を経て、各周辺市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものとする。

① 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的な内容や実施スケジュール等に加えて、関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあ

つては、総事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。

(4) 圏域共生ビジョン懇談会の構成員

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する周辺市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって、各周辺市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの周辺市町村への送付及び公表

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、直ちに周辺市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

第7 2つの市による中心市に係る特例

隣接する2つの市（各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。）の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市とみなすことができる。

この場合において、第4（1）から（4）までに規定する中心市宣言書、第5（1）から（3）まで及び（5）に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

第8 中心市宣言書等の写しの送付

(1) 中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第4（4）の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4（2）④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定等又は第6（6）の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

周辺市町村は、第5（5）の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6（6）の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該周辺市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3) 総務省による送付

総務省は、(1) 及び (2) の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを速やかに関係府省に送付するものとする。

第9 市町村に対する助言及び支援

(1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものとする。

(2) 総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、

定住自立圈形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び周辺市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8（2）の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務省が別に通知で定めるところによるものとする。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその周辺にあって当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第8（1）及び（2）の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第5（2）に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

資料2

(別紙)

定住自立圏構想の推進に関する懇談会 構成員名簿

(敬称略)

(学識経験者等)

座長 佐々木 毅 (学習院大学教授)

大西 隆 (東京大学大学院教授)

小田切 徳美 (明治大学教授)

梶井 英治 (自治医科大学地域医療学センター長)

桑野 和泉 (玉の湯代表取締役社長、由布院温泉観光協会会长)

小西 砂千夫 (関西学院大学大学院教授)

残間 里江子 (プロデューサー、クリエイティブ・シニア代表取締役社長)

田中 里沙 (宣伝会議編集室長)

辻琢磨也 (一橋大学大学院教授)

牧野 光朗 (長野県飯田市長)

藻谷 浩介 (日本政策投資銀行地域振興部参事役)

(関係省庁)

瀧野 欣彌 (総務事務次官)

椎川 忍 (総務省地域力創造審議官)

戸塚 誠 (総務省政策統括官(情報通信担当))

久元 喜造 (総務省自治行政局長)

間杉 純 (厚生労働省政策統括官(社会保障担当))

中條 康朗 (農林水産省農村振興局長)

棄山 信也 (経済産業省地域経済産業審議官)

大口 清一 (国土交通省総合政策局長)

資料3

参考資料

先行実施団体について

定住自立圏構想に係る先行実施団体について

1 概要

- 定住自立圏の形成に先行して取り組んでいただける市町村を募集
➡ 応募いただいた団体の副市長等と意見交換を行った上で、
先行実施団体を決定

2 先行実施団体とは

- 定住自立圏の中心市となることが想定される団体がその要件を満たし、
かつ、取組内容について相応の検討が行われている団体
- 中心市要件(人口5万人程度以上、昼夜間人口比率1以上)及び取組内容
の検討状況などに基づき決定

3 中心市数・圏域数

- 中心市24市、周辺市町村3市3町(22圏域)



- 先行実施団体においては、遅くとも平成21年度内に定住自立圏
形成協定の締結を目指すこととしている。

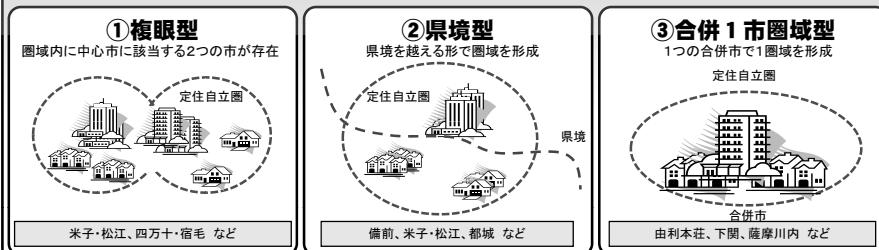
先行実施団体（中心市）の状況



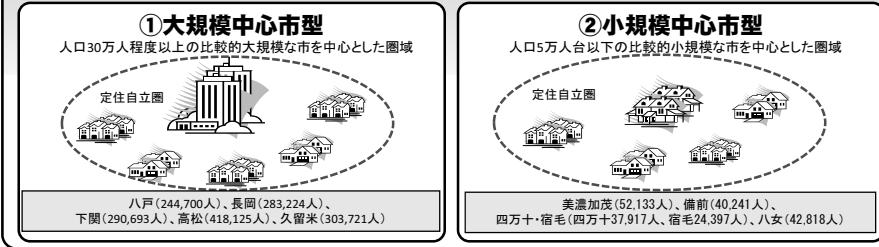
先行実施団体において目指す圏域等の姿

※ 各団体との意見交換等をもとに整理したものであり、今後の検討により変更となる場合がある。

1. 圏域の形態による分類



2. 中心市の規模による分類



先行実施団体の取組の概要

○先行実施団体(中心市24市)(22圏域)

NO.	中心市名	定住自立圏における取組予定内容
1	八戸市(青森県)	地域ブランドの形成、グリーンツーリズム、コミュニティバスのエリア拡大等
2	由利本荘市(秋田県)	地域ブランドの振興、公共交通機関の強化、医療機関・福祉施設のネットワーク化、CATV網の活用等
3	南相馬市(福島県)	市立総合病院の機能強化や診療所との連携、公共交通体系の構築等
4	秩父市(埼玉県)	地域医療の強化、伝統芸術文化交流、農産物の増産等及び地産地消の推進等
5	長岡市(新潟県)	ICT基盤整備、環境リサイクルの連携、高度医療ネットワークの構築等
6	飯田市(長野県)	市立病院を核とした病診連携・医師派遣、UITAーン推進施策等
7※	美濃加茂市(岐阜県)	在住外国人教育の充実などの多文化共生施策の推進、コミュニティバスの広域運行等
8	彦根市(滋賀県)	市立病院を核とした医療連携、市町間の人事交流、地産地消の促進等
9※	備前市(岡山県)※	医療の連携(病院・診療所の連携)、学校給食施設の広域利用、観光振興等
10※	米子市(鳥取県)・松江市(島根県)	交通・観光分野における総合的・一体的な取組(観光施設をつなぐ交通網の充実)等
11	倉吉市(鳥取県)	観光拠点施設の整備と広域観光のネットワーク化、子育て環境の整備、公共交通のネットワーク化等
12	下関市(山口県)	高度医療や福祉の充実、交通基盤の強化等
13	高松市(香川県)	離島航路の充実、消防防災体制の整備、医療体制の充実、文化芸術の振興等
14	四万十市・宿毛市(高知県)	産科・小児科の医師確保、図書館相互のネットワーク化、観光等への地域資源の活用等
15	久留米市(福岡県)	公共交通ネットワークの再構築、ICT基盤整備、農産物のブランド化、地域医療のネットワーク化等
16	八女市(福岡県)	合併後の市内における地域生活交通体系見直しや防災情報等のためのICTインフラ整備等
17	中津市(大分県)	小児救急医療センターの運営など市民病院を核とした医療連携等
18	都城市(宮崎県)	広域救急医療体制の整備とそのための道路整備等
19	延岡市(宮崎県)	地域医療の充実、CATV網整備、企業誘致、中心市街地整備等
20	日向市(宮崎県)	工業団地造成、コミュニティバス運行、職業系高校の学科設置、農産物ブランド化等
21	鹿屋市(鹿児島県)	地場農産物の生産促進や担い手の育成、バス路線の運行確保、医療連携等
22	薩摩川内市(鹿児島県)	バスネットワークの構築、農林業の振興と担い手育成、医療・福祉サービスの充実等

※ 先行実施団体(周辺市町村3市町)…No.7・坂祝町(岐阜県)、No.9・赤穂市・上郡町(ともに兵庫県)、No.10・境港市(鳥取県)、安来市・東出雲町(ともに島根県)

先行実施団体が想定している取組の例

※ 各団体との意見交換等をもとに整理したものであり、今後の検討により変更となる場合がある。

分野	具体例
1 医療	・中心市の病院を核とした病診連携・医師派遣、救急医療体制の充実、無医地区の支援、小児救急医療センターの運営
2 交通	・地域公共交通の充実(デマンドバス、行政バス、乗合タクシー、離島航路等) ・既存のバス路線等の体系の見直し
3 産業振興等	・農産物のブランド化 ・地場産業振興センターによる産学官連携 ・観光公社等による体験旅行等の充実
4 教育・人材	・在住外国人子弟の教育環境の充実 ・図書館の整備やネットワーク化 ・市町村間の人事交流の促進
5 まちづくり等	・中心市街地活性化 ・公共施設の有効利用 ・上下水道の接続
6 ICT	・プロードバンド整備(遠隔医療、災害対応等)
その他	福祉、道路、消防・防災等

資料4

定住自立圏構想の推進に向けた総務省の財政措置の概要

「集約とネットワーク」の考え方に基づき、圏域全体で暮らしに必要な都市機能・生活機能を確保していく取組を支援するため、定住自立圏形成協定を締結し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその周辺市町村の取組に対して、必要な財政措置を講じる。

（平成21年度事業費）	○地方財政措置
	・一般行政経費（単独） 50億円程度
	・地域活性化事業債 844億円の内数
	・過疎対策事業債 2,638億円の内数
	・辺地対策事業債 478億円の内数
	○地域情報通信基盤整備推進交付金 79億円の内数

1. 中心市及び周辺市町村の取組に対する包括的財政措置**(1) 中心市の取組に対する包括的財政措置(特別交付税)**

周辺市町村の住民等のニーズにも対応しながら、生活機能等の集約・ネットワーク化を進め、各種行政サービス等を提供していく取組に対する包括的な財政措置。

1市当たり年間4,000万円程度を基本として、圏域の人口、面積、周辺市町村数、昼夜間人口比率等を勘案して算定。

(2) 周辺市町村の取組に対する包括的財政措置(特別交付税)

協定又はビジョンに基づき、中心市や他の周辺市町村と連携しながら進める取組や、地域のニーズを踏まえて行うコミュニティ振興等の取組などに対する包括的な財政措置。

1市町村当たり年間1,000万円程度を基本として、当該市町村の人口、面積等を勘案して算定。

2. 地域活性化事業債における「定住自立圏推進事業」の創設

協定又はビジョンに基づく基幹的施設や、ネットワーク形成に資する道路、交通、通信施設等であって、圏域全体で生活機能等を確保するためには必要不可欠なもののが整備に対し、地域活性化事業債を充当(90%)。元利償還金の35%を普通交付税措置(単独事業のほか、定住自立圏の推進の観点から優先採択等となった国庫補助事業等のうち、特に必要なものに係る地方負担分にも充当。)。

なお、圏域内の住民の利用にも供する施設を整備する場合、圏域内の他市町村の負担金について、当該市町村の住民の効用を限度として、地域活性化事業債、過疎債及び辺地債の充当が可能(それぞれ従前の取扱いの通り。)。

3. 外部人材の活用に対する財政措置

産業振興、医療サービスの向上、ICTの効果的活用など、協定又はビジョンに基づく取組を進めるため、圏域外から専門性を有する民間又は行政分野の人材を確保し、活用する経費に対する特別交付税措置(圏域構成市町村当たり年間700万円を上限とし、最大3年間の措置。)。

4. 民間主体の取組の支援に対する財政措置**(1) 民間への融資等を行うファンド形成に関する財政措置**

協定又はビジョンに基づく取組を推進するため、公益法人等に出資してファンドを形成し、民間事業者等に融資等を行う場合に、公益法人等への出資に要する経費に一般単独事業債を充当(90%)。償還金利子に特別交付税措置(50%)。

(2) ふるさと融資の融資限度額等の引き上げ

協定又はビジョンに基づく取組に関連して、民間事業者がふるさと融資(地域振興に資する事業活動で、新たな雇用の確保が見込まれるものに対する無利子資金融資)を活用する場合に、融資限度額及び融資比率を引き上げ。

5. 個別の施策分野における財政措置

(1)病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(特別交付税)

協定又はビジョンに基づき、病診連携、夜間休日医療、遠隔医療等により地域の医療提供体制の確保に取り組む市町村に対し、特別交付税措置(圏域の中核的病院と位置づけられた市町村立病院又は民間病院を中心とした取組に関する市町村の負担金への特別交付税措置等。)。

(2)へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充(特別交付税)

(1)の取組の一環として、へき地保健医療事業実施計画に基づき遠隔医療の取組を行う市町村に対する特別交付税措置の拡充。

(3)簡易水道の統合等に係る経過措置

協定又はビジョンに基づき、複数市町村間で、簡易水道と上水道の統合や、複数の簡易水道の統合による上水道の設置を行う場合に、従前簡易水道であった給水地域に係る建設改良費について、一定期間、簡易水道と同様の財政措置を適用。

6. 定住自立圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加

定住自立圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって中心市までの距離を算定することを可能とする。

7. 情報通信基盤等の整備に対する支援

定住自立圏の取組を推進するための情報通信基盤及びこれを活用した遠隔医療等に不可欠な送受信装置等の整備に対して、地域情報通信基盤整備推進交付金により優先的に採択・支援(交付率: 1/3)。